省　令

○総務省令第五十六号

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十九条の規定に基づき、特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十日

総務大臣　新藤　義孝

特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令の一部を改正する省令

特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令（平成十六年総務省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「、海上保安航空基地及び海上保安署（管轄区域を有するものに限る。）」を「及び海上保安航空基地」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十六号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十二条第一項、第四百三十五条第一項及び第二項並びに第四百四十四条第一項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イ中「いう」の下に「。第七十五条第二項第二号において同じ」を加える。

第七十四条第三項第四号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　前払年金費用（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る資産）

第七十五条第二項第二号ハ中「及び前号ニに掲げる引当金」を「、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金」に改め、同号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　退職給付引当金（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る負債）

第七十六条第七項ただし書中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五　退職給付に係る調整累計額

第七十六条第九項に次の一号を加える。

三　第七項第五号の退職給付に係る調整累計額次に掲げる項目の額の合計額

イ　未認識数理計算上の差異

ロ　未認識過去勤務費用

ハ　その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

第九十六条第五項に次の一号を加える。

五　退職給付に係る調整累計額

第九十六条第九項に次の一号を加える。

三　第五項第五号の退職給付に係る調整累計額次に掲げる項目の額の合計額

イ　未認識数理計算上の差異

ロ　未認識過去勤務費用

ハ　その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年四月一日前に開始した事業年度に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第二百二十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、自由民主党から訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年五月二十日

総務大臣　新藤　義孝

四自由民主党の部㈨支部の数中「七、二五九」を「七、二五五」に改める。

○中央選挙管理会告示第六号

平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の七第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十五年四月三十日	生活の党	生活	東京都千代田区永田町二―一二―八永田町ＳＲビル三階	小沢　一郎
平成二十五年四月三十日	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町一丁目一一番二三号	安倍　晋三
平成二十五年四月三十日	公明党	公明	東京都新宿区南元町一七番地	山口那津男
平成二十五年四月三十日	みどりの風	みどり	東京都品川区上大崎三―三―九―七一七	谷岡　郁子
平成二十五年四月三十日	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二六番七号	志位　和夫
平成二十五年四月三十日	みんなの党	みんな	東京都千代田区平河町二―六―一平河町ビル九階	渡辺　喜美
平成二十五年四月三十日	新党改革	改革	東京都港区赤坂二―八―一五オリエントニュー赤坂二〇二	舛添　要一
平成二十五年四月三十日	社会民主党	社民党	東京都千代田区永田町二―四―三永田町ビル七階	福島　瑞穂
平成二十五年四月三十日	日本維新の会	維新	大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六三栄長堀ビル二階	石原慎太郎
平成二十五年四月三十日	太陽の党	太陽	東京都港区赤坂一丁目一一番二八号常和赤坂一丁目ビル一〇階	島　武志
平成二十五年五月一日	民主党	民主	東京都千代田区永田町一丁目一一番一号三宅坂ビル	海江田万里

○法務省告示第百九十二号

石川県羽咋市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年六月二十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、羽咋市役所又は金沢地方法務局七尾支局に照会すること。

平成二十五年五月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

石川県羽咋郡羽咋町サ四十六番地　永井　直吉

○法務省告示第百九十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十五年五月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

山口地方法務局所属

星野　明一

○法務省告示第百九十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年五月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　東京都町田市原町田３丁目17番17号

韓斐玲　昭和39年７月23日生

住所　東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目１番10号

杜彪　昭和41年10月28日生

住所　神戸市中央区山本通５丁目10番７号

チ・ユウ・ヤン　昭和45年８月12日生